

リボルビング払い専用カード特約

第1条（リボルビング払い専用カード）

株式会社七十七カード（以下「当社」という）は、当社が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード（以下「カード」という）の個人会員（以下「会員」という）が、本特約および七十七VISAカード&七十七マスターカード会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方に対し、リボルビング払い専用カード（以下「リボ専用カード」という）を追加して発行・貸与します。

第2条（年会費）

リボ専用カードの年会費は、平成11年8月以降、当社が別途定めて通知するまでは無料とします。なお、支払われた年会費は理由の如何を問わず返還しません。

第3条（利用代金の支払い）

リボ専用カードの利用代金の支払区分は、毎月の締切日時点における当該カードショッピング代金が、本会員が会員規約第31条で指定する支払コースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払コースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は1回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合はリボルビング払いとします。また、会員がリボ専用カード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はリボ専用カードの際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店で利用した場合には1回払いとなる場合があります。

第4条（利用枠）

リボ専用カードは、カードの利用枠およびカードのリボルビング払いの利用枠の範囲内で利用できるものとします。なお、カードのリボルビング払いの利用枠を超えてリボ専用カードを利用した場合は、原則として超過した金額を1回払いの扱いとして支払うものとします。

第5条（手数料率および手数料の計算）

リボ専用カードの利用については、その未決済残高に対し、会員規約の「第2部カードによる取引と利用代金の支払」に関する規定に定めた割合・方法で手数料を支払うものとします。

第6条（キャッシングリボ、海外キャッシュサービス等）

リボ専用カードでは、会員規約のキャッシングリボ、海外キャッシュサービス等は当社が認めたものについて利用できるものとします。

第7条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

（2009年11月1日改定）